

第 63 回水道週間 6 月 1 日(火)～ 7 日(月)

今年のスローガン「生活も ウイルス予防も 蛇口から」

「水道週間」は、水道について広く国民の皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959 年（昭和 34 年）に厚生省（現厚生労働省）が制定しました。

水道水は安心してお使いいただけます

本町の水道は、国の法令および水質基準に従い、適切に塩素消毒を実施し、安全・安心な水を供給しています。

インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどに分類されるウイルスについては、一般的に塩素による消毒の効果が高いとされており、水道水に含まれている残留塩素濃度を国の定めた基準どおり確保していますので、安心してお使いください。



手洗いによる感染予防



手に付いたウイルスへの対策としては、洗い流すことが重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による 15 秒の手洗いだけで 100 分の 1 に、石けんやハンドソープで 10 秒もみ洗いし、流水で 15 秒すすぐと 1 万分の 1 に減らせるといわれています。

感染予防として、石けんなどによる手洗いが有効ですので、水道水による手洗いを徹底しましょう。

自分でできる簡単な水漏れ発見方法

1. 水道メーターでの確認方法

- ①家庭内の水道蛇口を全て閉めます
- ②屋外に設置してある水道メーターを確認します
- ③数字が動いていたら「水漏れのサイン」

2. 元栓や散水栓での確認方法

- ①元栓や散水栓に耳を当てて「シュー」と音が聞こえたら「水漏れのサイン」

地下漏水は目に見えないものです。水の使い方は普段と変わらないが、使用水量がいつもより多いと感じたら水漏れの疑いがありますので、疑いのある場合は、役場上下水道課もしくは指定給水装置工事業者へ連絡してください。

※町外指定業者については、上下水道課までお問い合わせください。

今後も「蛇口をひねれば、いつでも、安全・安心な水道水が使える」ように努めていきますが、皆さんも「水道週間」を機会に、水道への理解と関心を深め、限りある水を大切に利用されるようお願いします。

また、水道事業は皆さんの水道料金を財源として運営されていますので、納期限内納付にご協力ください。（納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください）

■ 問合せ 上下水道課（☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 5 番）

国民健康保険税のお知らせ

○税率および課税限度額

令和 3 年度国民健康保険税の税率および課税限度額の改正はありません。

令和 3 年度国民健康保険税の税率および課税限度額

区分	基礎分保険税 (75 歳未満の方全員)	後期高齢者支援金等分保険税 (75 歳未満の方全員)	介護納付金分保険税 (40 歳以上～ 65 歳未満の方)
所得割	5.6%	1.7%	1.0%
資産割	8%	12%	2%
均等割 (個人割)	1 人当たり 年間 29,000 円	1 人当たり 年間 4,000 円	1 人当たり 年間 7,000 円
平等割 (世帯割)	1 世帯当たり 年間 26,000 円	1 世帯当たり 年間 3,000 円	1 世帯当たり 年間 4,000 円
課税限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円

○軽減基準

個人所得課税の見直しに伴い、低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割、平等割の 7 割・5 割・2 割軽減の基準を次のとおり改正しました。

令和 2 年度まで

軽減割合	前年中の世帯所得が次の金額以下の世帯
7 割軽減	所得金額が <u>33 万円以下</u>
5 割軽減	所得金額が <u>33 万円 + 28 万 5,000 円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下</u>
2 割軽減	所得金額が <u>33 万円 + 52 万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下</u>



令和 3 年度から

軽減割合	前年中の世帯所得が次の金額以下の世帯
7 割軽減	所得金額が <u>43 万円 + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下</u>
5 割軽減	所得金額が <u>43 万円 + 28 万 5,000 円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下</u>
2 割軽減	所得金額が <u>43 万円 + 52 万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下</u>

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。（世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります）

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■ 問合せ 町民課（☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番）